

議案第122号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月3日提出

上越市長 村山秀幸

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年上越市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「職員の職務の級は」を「職員(第26条第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下この条、第6条第3項、第25条及び第25条の3において同じ。)の職務の級は」に改める。

第8条の2第1項中「給料月額が」を「給料月額(第26条第1項に規定する会計年度任用職員の給料月額を除く。以下この条において同じ。)が」に改める。

第26条の見出し中「非常勤の職員及び臨時職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第1項中「非常勤の職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下同じ)」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という)に改め、「及び臨時職員」を削り、同項第1号中「非常勤の職員」を「パートタイム会計年度任用職員(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。)」に改め、「報酬」の次に「初任給調整手当、地域手当、」を加え、「特殊勤務手当及び退職手当」を「夜間勤務手当及び特殊勤務手当」に、「給与」を「報酬」に、「及び通勤費」を「通勤に係る費用弁償及び期末手当」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) フルタイム会計年度任用職員(法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

以下同じ。) 給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、期末手当及び退職手当

第26条第2項中「賃金」を「給料」に、「し、その額は、常勤の職員の給与との均衡を考慮し、月額30万円の範囲内で任命権者が定める」を「する」に改める。

第30条を第35条とし、第29条を第34条とし、第28条を第33条とする。

第27条の見出し中「非常勤の職員及び臨時職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第1項中「賃金」を「給料」に改め、同条第2項中「賃金」を「給料」に、「勤務した月の翌月21日」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日」に改め、

同項に次の各号を加える。

(1) パートタイム会計年度任用職員 勤務した月の翌月 21 日

(2) フルタイム会計年度任用職員 勤務した月の当月 21 日

第 27 条第 4 項中「非常勤の職員及び臨時職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条を第 32 条とする。

第 26 条の次に次の 5 条を加える。

(会計年度任用職員の報酬及び給料)

第 27 条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、第 3 条第 1 項に規定する給料表を準用して支給する。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、別表第 4(4)に定める基準に従い決定する。

3 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、フルタイム会計年度任用職員として前 2 項の規定を適用したならば得られる給料月額とその者の 1 週間当たりの勤務時間を考慮して規則で定める額を支給する。

(会計年度任用職員の諸手当)

第 28 条 会計年度任用職員の初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び特殊勤務手当（付加報酬及び通勤に係る費用弁償を含む。）は、第 12 条の 2、第 12 条の 3、第 13 条、第 14 条から第 16 条まで、第 18 条、第 19 条、第 20 条及び第 21 条の規定を準用して支給する。

(会計年度任用職員の期末手当)

第 29 条 会計年度任用職員の期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条において「基準日」という。）のそれぞれを起算日として 1 月以前から引き続いて基準日に在職する任期の定めが 6 月以上の会計年度任用職員（これに準ずる者として規則で定める職員を含む。）に対して、第 22 条第 1 項に規定する支給日に支給する。

2 会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 32.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の第 22 条第 2 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき報酬及び給料の月額並びにこれらに対する地域手当に相当する報酬の月額又は地域手当の月額の合計額とする。

4 第 2 項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

5 前 4 項に定めるもののほか、会計年度任用職員の期末手当は、第 22 条の 2 及び第 22 条の 3 の規定を準用する。

(会計年度任用職員の給与の特例)

第30条 前4条の規定にかかわらず、任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員に支給する給与(退職手当を除く。)は、他の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、規則で定めることができる。

(会計年度任用職員の退職手当)

第31条 フルタイム会計年度任用職員の退職手当については、別に条例で定める。
附則に次の1項を加える。

(令和2年度における会計年度任用職員の給料月額の特例)

15 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間においては、第27条第1項の規定により準用する第3条第1項第1号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の2を乗じて得た額に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)を減ずる。

別表第4中「(第3条関係)」を「(第3条、第27条関係)」に改め、同表(3)の表の次に次の1表を加える。

(4) 会計年度任用職員等級別基準職務表

給料表	職務の級	職務の内容
一般行政職 給料表	1級	定型的な業務を行う職員の職務
	2級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
	3級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
技能労務職 給料表	1級	単純容易な業務を行う職員の職務
	2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職員の職務

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例(昭和46年上越市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

附則に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤続期間の計算の特例)

第29条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)に対する第9条の規定の適用については、同条第1号中「その者の同項に規定する勤務した月」とあるのは「平成24年4月1日以後におけるその

者の同項に規定する勤務した月」と、同条第2号中「その職員となる前の引き続いて勤務した期間」とあるのは「平成24年4月1日以後におけるその職員となる前の引き続いて勤務した期間」とする。

2 フルタイム会計年度任用職員に対する第10条第1項の規定の適用については、同項中「第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等として引き続いた在職期間」とあるのは「平成24年4月1日以後におけるフルタイム会計年度任用職員に相当する職員以外の地方公務員等として引き続いた在職期間」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和46年上越市条例第114号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「給料月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年上越市条例第75号)第26条第1項第1号に規定する付加報酬を除く。))」を加える。

(職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の分限に関する手續及び効果に関する条例(昭和46年上越市条例第117号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年上越市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。次条において同じ。))」を加える。

第22条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年上越市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(上越市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 上越市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年上越市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。